

金融商品取引法における特定投資家制度に係る「期限日」について

当社における特定投資家制度に係る「期限日」（金融商品取引法 34 条の 2 第 3 項第 2 号）は、承諾日から起算して 1 年以内の 9 月 30 日と致します。

商号等 HSBC 証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 （金商） 第 3 3 0 3 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会